北杜市情報公開・個人情報保護審査会会議録

日　時　　平成３０年３月２９日（木）　午後１時１５分～
場　所　　北杜市役所　西館２階会議室
出席者
　委　員　小池光夫、氏原宏幸、細田　浩、浅川治子、柴井英記
　事務局　総務部長　高橋一成、総務課長　山内一寿
　　法制訟務担当　進藤修一、窪田圭司

次第
１　開会のことば
２　総務部長あいさつ
３　会長あいさつ
４　審議
　（１）　審査請求の概要説明
　（２）　口頭意見陳述
　（３）　その他
５　閉会

公開・非公開の別　非公開

非公開の理由　公正な審査のため、北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例第１２条の規定により非公開

審議内容
◆小池会長を議長とし、議事進行を行う。
◆事務局より審査請求の概要説明を行う。
【審議案件】　北杜市長が行った平成２９年７月２５日付北杜須総第１３３号及び平成２９年７月３１日付北杜須総第１３７号一部開示決定に関する処分に対する審査請求

質疑
委　員　開示請求の対象になった団体は任意団体か？
事務局　そのとおり。
委　員　非開示になった人たちは土地の所有者ではなく、農地を保全するために共同作業をするとか、共同の機械を使って農地の生産性を維持するとか、そういう目的でつくられた団体ということか？

事務局　そういう認識である。

委　員　誰が構成員になっているかということについては、条例の第５条第２号の個人情報だから開示できないというのが処分庁側の基本的な考え方のようである。

委　員　この審査請求人は同じところに住んでいるのか？

事務局　同じ地域の方である。

委　員　構成員にはなっていないのか？

事務局　なっていないようである。

委　員　自分は入っていないけれど、おかしいではないかということを言っているということか？

事務局　そうだと思う。

◆審査請求人及び処分庁の同席による方式にて口頭意見陳述を行う。

質疑

委　員　組合のメンバーではないから開示できないとは言えないのか？

委　員　開示義務が基本的にはあるので、非開示基準に則った理由にしかできない。原則論で言えばみんな出さなくてはいけない。例外的に条例に則った部分だけを非開示にするということになると、構成員の氏名とか、その部分だけしか非開示にできないということ。

委　員　地図を見ればどこの誰かみんな分かるといいながら開示請求をするということで、もうちょっと皆にコンタクトをとってうまくやっていく方がいいと思う。

会　長　特段問題になる開示請求ではないと思う。

委　員　これは処分庁の一部非開示でいいし、棄却という形でいいと思う。

委　員　規定に則ってぎりぎりの所までやっているので、これ以上出せと言っても出せないものは出せない。

会　長　公民館で打ち合わせをやって、その後どこかに行って飲食していると言っていた。許容の範囲なら認められると処分庁が言ったが、この許容の範囲というのはどの程度なのか？

事務局　いくらだったらいいというのは言えないと思うが、全体の交付金の額の中で、どの程度だったのかということをとらえた中で、許容の範囲が決まってくるのだと思う。この組合を運営していく手段として許容の範囲というような判断を処分庁はしたのだと思う。

委　員　結論で言えば、認められないということになると思う。

会　長　委員の意見を集約すると、答申については、処分庁の一部非開示の判断が妥当だという内容でよろしいか？

委　員　（全委員が了承）